

新座地区振興会規約

- 第 1 条 本会は新座地区振興会といい事務所を会長宅に置く
- 第 2 条 本会は町内の相互扶助と親睦を図り、新座地区の発展を期することを以つて目的とする
- 第 3 条 本会は前条の目的を達するために町有財産の管理及び各区の行う事業の連絡指導する
- 第 4 条 本会は新座地区の居住者を以って構成する
- 第 5 条 本会に次の役員を置く
会長 1 名 副会長 2 名 総務委員・常任委員若干名 監事 2 名
- 第 6 条 役員任期は 2 年とする但し再任は妨げない
- 第 7 条 会長、副会長は新・旧総務委員に於いて選出し総会で決定する
- 第 8 条 推薦常任委員は振興会の諮問を受けた区が区の役員としてこれを推薦する
- 第 9 条 常任委員会は各毎に選出された区長・副区長と推薦常任委員で構成し重要事項を審議する
- 第 10 条 振興会正副会長・各区長町内会長及び推薦常任委員は総務委員会を構成し振興会日常業務を司る
- 第 11 条 本会は必要に応じて専門委員会を置くことができる
振興会長の任命する役員及び各専門委員の人選は振興会の改選期と重複しないようにし、総務委員会に於いて選任する
- 第 12 条 監事は総務委員会で各区の輪番制で選出し、会計の監査を行う
- 第 13 条 本会に顧問を置くことができる
- 第 14 条 定時総会は毎年年度始めに開催し決算、予算及び重要事項の審議決定を行う。臨時総会・常任委員会、総務委員会は必要に会長がこれを招集する
- 第 15 条 本会の経費は、地区所有の財産収入、各区の分担金及び特別会費を以ってあてる
- 第 16 条 各区の分担金は総務委員会で審議し総会で決定し賦課する
- 第 17 条 本会は本会の実情に即した生産森林組合の運営を期するため規約を別に定める。生産森林組合運営規約が定款と重複する部分については本規約が優先するものとする
- 第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる
- 第 19 条 本規約は総会において出席者の過半数の賛成によって改廃することが出来る
- 第 20 条 本規約に定めのない事項は常任委員会において審議決定する
- 附 則 本規約は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。平成 5 年 4 月 1 日 一部改正
本規約は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。平成 8 年 4 月 1 日 一部改正
本規約は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。平成 10 年 4 月 1 日 一部改正
本規約は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。平成 14 年 4 月 1 日 一部改正